

平成26年度高知県における障害者虐待の対応状況等

(平成26年4月1日～平成27年3月31日対応分)

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出件数と虐待を受けたと判断した件数

平成26年度に県及び市町村で受け付けた養護者による障害者虐待相談・通報・届出件数は30件で、そのうち虐待を受けたと判断したのは8件であった。

	平成26年度	平成25年度
相談・通報・届出件数	30	24
虐待の事実が認められた件数	8	5

(2) 相談・通報・届出者

「相談支援専門員・障害福祉施設従事者等」が33.3%と最も多く、次いで「本人」が16.7%であった。

	相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	本人	医療機関関係者	当該市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅介護サービス事業等従事者	その他	合計
人数	10	5	4	3	3	5	30
構成割合	33.3%	16.7%	13.3%	10.0%	10.0%	16.7%	100%

(3) 事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	25	83.3%
法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	23	(92.0%)
訪問調査により事実確認を行った事例	12	[52.2%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	11	[47.8%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	2	(8.0%)
(立入調査のうち) 警察が同行した事例	0	—
(立入調査のうち) 警察に援助要請したが同行がなかった事例	0	—
(立入調査のうち) 警察に援助要請はせず、市町村単独で実施した事例	2	—
事実確認調査を行っていない事例	5	16.7%
相談・通報等を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例	5	(100.0%)
相談・通報等を受理し、後日事実確認調査を予定又は調査の可否を検討中の事例	0	(0.0%)
合計	30	100.0%

(4) 虐待の種別・類型（複数回答有）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待
件数	5	0	1	1	2
構成割合	62.5%	0%	12.5%	12.5%	25%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数8件に対するもの。

(5) 被虐待者の障害種別（複数回答有）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)
人数	3	5	1

(6) 被虐待者の状況

①性別

	男性	女性	合計
人数	3	5	8
構成割合	37.5%	62.5%	100%

②年齢

	44歳以下	45歳～64歳	65歳以上	合計
人数	3	2	3	8
構成割合	37.5%	25%	37.5%	100%

③障害支援区分認定の状況

	区分認定あり	なし	合計
人数	6	2	8
構成割合	75%	25%	100%

④障害福祉サービス等の利用状況（複数回答有）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村及び県が実施するサービス	利用なし	合計
人数	6	0	0	2	0	1	9

⑤行動障害の有無

	有り	無し	合計
人数	5	3	8
構成割合	62.5%	37.5%	100%

⑥虐待者と同居・別居

	同居	別居	合計
人数	6	2	8
構成割合	75%	25%	100%

⑦世帯構成

	両親・配偶者等 と同居	単身	合計
人数	7	1	8
構成割合	87.5%	12.5%	100%

⑧被虐待者から見た虐待者の続柄

	父	母	兄弟姉妹	その他	合計
人数	2	2	2	2	8
構成割合	25%	25%	25%	25%	100%

⑨虐待を行った養護者の年齢

	39歳以下	40～59歳	60歳以上	合計
人数	1	3	4	8
構成割合	12.5%	37.5%	50%	100%

⑩虐待への対応策

ア. 分離の有無

対応種別	件数	構成割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	4	50%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	3	37.5%
被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例	0	—
現在対応について検討・調整中の事例	0	—
その他	1	12.5%
合計	8	100%

イ. 分離を行った事例の対応の内訳

対応種別	件数	構成割合
①契約による障害福祉サービスの利用	2	50%
うち、面会の制限を行った事例	2	(100%)
②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	1	25%
うち、面会の制限を行った事例	0	—
③①、②以外の方法による一時保護	1	25%
④医療機関への一時入院	1	(100%)
合計	4	100%

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（複数回答有）

対応種別	件数	構成割合
①養護者に対する助言・指導	3	75%
②養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	—
③被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	1	25%
④既に障害福祉サービスを利用しているが、サービス等利用計画を見直した	0	—
⑤被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	0	—
⑥その他	0	—
⑦見守りのみ	0	—
合計	4	100%

エ. 権利擁護に関する対応

対応種別	件数	構成割合
①成年後見制度利用開始	0	—
②成年後見制度利用手続き中	1	100%
③①、②のうち市町村長申し立ての事例	0	—
④日常生活自立支援事業の利用	0	—
合計	1	100%

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出件数

平成26年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は7件であった。このうち、虐待の事実が認められたとして県に報告があった事例は、1件であった。

	平成26年度	平成25年度
相談・通報・届出件数	7	9
虐待の事実が認められた件数	1	3

(2) 相談・通報・届出者（複数回答有）

	本人	家族・ 親族	当該施設等 職員	相談支援専 門員・障害 福祉施設従 事者等	その他	合計
件数	2	3	2	1	1	9
構成割合	22.2%	33.4%	22.2%	11.1%	11.1%	100%

(3) 市町村における事実確認の状況

平成26年度に市町村で受け付けた相談・通報・届出件数は7件（うち、3件は県からの連絡）で、そのうち6事例について事実確認調査が行われ、事実確認調査の結果、1事例について虐待の事実が認められた。

残りの1事例に対して事実確認を行わなかった理由は、相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断されたためであった。

市町村の対応状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	6	85.7%
虐待の事実が認められた事例	1	(16.7%)
虐待の事実が認められなかった事例	3	(50.0%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	2	(33.3%)
事実確認調査を行っていない事例	1	14.3%
合 計	7	100%

※構成割合は、市町村が受け付けた相談・通報・届出件数7件に対するもの。

事実確認調査の対象となった施設・事業所等の種別

	障害者支援施設	短期入所	福祉ホーム	放課後等 デイサービス	合計
件数	3	1	1	1	6
割合 (%)	50%	16.7%	16.7%	16.7%	100%

(4) 都道府県への報告

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第17条及び同法施行規則第2条の規定により、通報または届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成26年度において、市町村から県へ「虐待の事実が認められた」として報告された事例は1件であった。

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1	100.0%
更に県による事実確認を行う必要がある事例	0	0.0%
合 計	1	100.0%

(5) 事実確認調査の対象となった施設・事業所等の種別

	障害者支援施設	合計
件数 (%)	1 (100%)	1 (100%)

(6) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	その他従事者	合計
件数 (%)	1 (100%)	1 (100%)